

小学校・中学校・高等学校及び、幼稚園・保育園等のマスク着用の指導に関する要望書

令和3年 8月11日

鹿児島県教育委員会教育長

東條 広光 様

子どもたちの健やかな生活を守る会

代表 下田 葉子

鮫嶋祥子、藤元祐子

日頃より、子どもたちのためにご尽力くださり大変感謝しております。また、昨年から感染症対策等のご対応に追われる中、大変なご苦労があることと拝察いたします。

さて、現在この感染症対策に関して学校側から要請の下でマスクの着用が常時されておりますが、先の2月に大阪府高槻市で授業時間に起こりました死亡事故をうけまして、もう二度と同じような事故を起こしてはならないという思いから、要望書を提出することといたしました。

文科省はこの事故後に『新型コロナウイルス感染症に対応した持続的な学校運営のためのガイドライン』を改訂し、マスクの常時着用を削除。また、スポーツ庁は『体育の授業前にマスクを外して授業後にマスクを着用する』ことを周知されています。問題なのは、このガイドラインに沿った指導を行っている学校と、そうでない学校があることです。生徒数が多い学校では、生徒同士の距離を考えてマスク着用を優先する指導を行う傾向があるようですが、特にこの夏季においては、子どもたちの体の負担を考慮し改訂されたガイドラインに沿った指導を行うことが子どもたちの命を守ることになるのではないのでしょうか。

もう一つの問題は、マスク着用が困難な子どもに対する対応策が無いことです。厚生労働省のホームページには、発達障害のある方について触覚・臭覚などの感覚過敏といった障害特性により、マスク着用困難な方に対する理解をお願いする文が載せられています。にも関わらず、学校生活においては、これらの感覚過敏や個々の事情でマスクを着けられない生徒に関してもマスク着用を求められているということがあります。実際に学校生活の中で起きていることとして、

◎マスク禁止の診断書を持っている生徒に対し担任の先生から『他の生徒と席を離す・近い距離で友達と話さない』との指示があった。

◎体調の理由でマスクを着けていない児童に対し、クラスの生徒4人がその生徒を責め、うつむいたまま、それが収まるまで耐えていた。

◎心臓に問題を抱えている児童が、マスクを着ける苦しさから不登校気味になっている。

などの声を聞きました。

マスクを外すことで所謂マスク警察と揶揄されるような、非着用を攻撃する標的になる・いじめや差別に繋がってしまうことが起こらないような対策が必要なのではないかと思います。また、マスク着用の可否決定権は、あくまで保護者にあることを学校の先生方に周知していただくことをお願いしたいと思います。

また、着用リスクとして、低酸素状態による やる気低下、だるさ、頭痛、めまい、動悸、息切れ、顔色が悪い、など。もっと深刻なサインとして、その症状すら感じなくなる低酸素状態への慣れという無症状の危険もあります。また湿度の上昇や気温の上昇により、熱を逃すのが困難となり、体温が上昇するリスクがあることは言うまでもありません。子どもがこのような体調の変化を感じた時に、果たして自分の意志でマスクを外せるでしょうか。少し体調が悪いくらいなら、我慢してしまう子どもがほとんどではないでしょうか。先生が常時、子どもを見てサインを拾って都度対処するということは不可能です。ヒューマンエラーは起こります。

先生の責任や負担を減らす視点で考えても、重大事故・死亡事故に繋がる前に、本人がマスクを外したい時に「外したい」と言える、外すことに躊躇することのない環境にするということが早急に必要であると考えます。また、マスク着用指導の次のステップとして『外すこと』も併せて指導していただきたいと思います。

また、日本小児科学会のガイドラインには『乳幼児は、正しくマスクを着用することが難しいため、感染の広がりを予防する効果はあまり期待できない。むしろ、マスクによる窒息・熱中症・顔色、呼吸の状態など体調異変の発見が遅れるなどの危険性が考えられる』と記されています。園児においては、マスク着用は必要ないと考えます。

以上の趣旨に基づき、下記事項を要望します。

記

- ① 文部科学省の通知にある通り、気温・湿度や暑さ指数(WBGT)が高い場合には、熱中症への対応を優先させ、マスクを外すよう各学校に対して周知徹底していただくこと。
- ② スポーツ庁の通知にある通り、運動時は身体へのリスクを考慮し、気温・湿度や暑さ指数(WBGT)が高くない日であっても、児童生徒の体調の変化に注意し、マスクを外して休憩するよう指導するなど、感染対策を講じながら事故防止にも留意していただくこと。

例：体育の授業時間・そうじ時間(無言作業)

※そうじ時間は体育の授業と同様、体を動かすため。

また、昼休みの後で顔を赤くしている児童が多いことから。

- ③ 登下校時にマスクの着用を求めないこと。
体育の授業と同じくらいの運動量に加え、ランドセルを背負っているため、体への負担が大きい。
- ④ マスク着用が困難な児童生徒に対する対応策
病気・感覚過敏など、やむを得ない事情でマスクを着けられない児童が身に付ける『事情があつてマスク着けられませんバッジ』(意思表示バッジ)を作ってください。
- ⑤ 園児のマスク着用について
日本小児科学会のガイドラインにある通り、乳幼児のマスク着用は、感染の予防は期待できず、むしろ様々な危険性が考えられることから、各幼稚園・保育園に対し、園児はマスクを着ける必要はないことを周知していただくこと。

以上

